

四日市市上下水道局管理規程第9号

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程（平成19年四日市市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) <u>(有効期限)</u> 2 <u>この規程は、平成30年3月31日限りその効力を失う。</u>	附 則 1 (略) <u>(経過措置)</u> 2 <u>この規程の施行際、廃止前の四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規則の規定により提出された書類は、この規程の規定に基づき提出されたものとみなす。</u>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)